

【健康保険証の写し(コピー)または年金加入証明書の提出について】

※村の国民健康保険証をお持ちの方は、提出の必要はありません。

※3歳未満の児童を養育している方に限ります。

●健康保険証の写し(コピー)の提出が必要な方

保険証の保険者名をご確認ください。(請求者(受給者)の方の分が必要です。)

- 1 健康保険組合・全国健康保険協会被保険者証
- 2 私立学校教職員共済加入者証
- 3 船員保険被保険者証
- 4 日本郵政共済組合員証
- 5 全国土木建築国民健康保険組合被保険者証
- 6 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限ります。)

●年金加入証明書の提出が必要な方

上記1～6の健康保険証等ではなく、下記の例のような各種国民健康保険証をお持ちの場合で、厚生年金・共済年金等に参加されている方

※ただし、全国土木建築国民健康保険は保険証の写し(コピー)で可

各種国民健康保険の例(保険証の保険者名をご確認ください。)

中央建設国民健康保険、徳島県建設産業国民健康保険、全国左官タイル塗装業国民健康保険、
医師国民健康保険、歯科医師国民健康保険、税理士国民健康保険、薬剤師国民健康保険、食糧
国民健康保険 など

【事業主のかたへ】

上記1～6の健康保険証等をお持ちでない場合で、厚生年金・共済年金等に参加されている方については、「年金加入証明書」が必要です。つきましては、下記に証明していただくようお願いします。

年 金 加 入 証 明 書	
氏 名	
年 金 の 種 類	厚生年金・()共済
基 礎 年 金 番 号	—
現 事 業 所 での 加 入 年 月 日	年 月 日
上記の者は、年金に加入していることを証明します。 年 月 日 事業所所在地 事業所名称 代表者または責任書 印	